

# 議案第71号 小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部の改正に伴い、危険物施設（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所）の設置許可の申請に対する審査事務手数料を引き上げる改正を行うもの。

小松島市消防手数料条例(平成12年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行			改正案			備考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額	
1 (略)			1 (略)			
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略) 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略) (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～イ (略)	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略) 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略) (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～イ (略)	

	<p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,580,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,940,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>2,260,000円</u></p> <p>カ～ク (略)</p>		<p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,590,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,950,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>2,270,000円</u></p> <p>カ～ク (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	--	--	-------------------------------

		(6)~(12) (略)			(6) ~ (12) (略)
	3 (略)			3 (略)	
3~8 (略)			3~8 (略)		